

令和4年11月29日

教職員各位

学長 谷岡郁子

## 新型コロナウイルス感染症対策についての基本方針の一部変更（通知）

新型コロナウイルスの感染拡大については、感染経路を追えない事例が複数判明しており、WHOからも緊急事態宣言が発せられる中、文部科学省や厚生労働省等々より様々な情報提供や要請が行われているところです。

特に、文部科学省をはじめ、愛知県、名古屋市などの自治体からは感染拡大を防ぐために、小・中・高等学校等の臨時休校などを適切に実施するように要請がなされ、また、集団感染が発生するおそれがある場合には、関係する施設の休業やイベントの自粛など、必要な対応を行うように要請が行われております。

こうした状況を踏まえ、本学としては国などから示される要請に対しては真摯に受け止めながら、必要な感染予防対策を講じていく考えでいます。

つきましては、令和2年3月9日付けの基本方針における予防対策と、感染が発生した場合の対応などについて、今般変更しましたのでご理解とご協力をお願い致します。

なお、この方針や対応については、現時点でのものであり、今後の社会情勢や感染の拡大状況等を踏まえて、随時変更する必要があることを申し添えます。

### 記

#### 1. 基本方針

- (1) 本学に関係する全ての人々の生命の安全と健康を守ることを第一義とし、教育活動に与える被害の最小化を図る。
- (2) 学内の予防対策等については迅速に意思決定し、学生、教職員等への速やかな周知・徹底を図る。

#### 2. 予防対策

- ①手洗い、うがい、アルコール消毒、マスクやビニール手袋等の着用を励行。
- ②検温など日頃の健康状態を個々に管理し、発熱など体調がすぐれない場合は、自宅静養する。
- ③教室、実験、実習室など共通スペースを清潔に保ち、室内の換気を適宜行うとともに使用する機器・備品、施設・設備などについては、その管理者のもとに定期的な消毒を励行。
- ④不特定多数の人が多く集まって過ごすような場所への参加は、自粛する。
- ⑤県内外への出張は、必要最小限に止める。
- ⑥課外活動（練習・試合・合宿等）については、感染症予防を徹底し、大学からの指示事項を厳守する。

### 3. 感染者が出た場合並びに感染者と濃厚接触がある場合の学内対応について

対 象 者	対応・措置	出校・出勤の措置
学生及び教職員が感染した場合	政府、愛知県、保健所の対応・方針を参考に学長が決定する。	政府、愛知県、保健所の対応・方針に準ずる。
学内業者の従業員（掃除・警備・運転手・食堂・購買等）が感染した場合		
学生及び教職員の同居家族が感染した場合		
取引先の企業や学校関係者で、本学を訪問された方が、感染していた場合		
学生及び教職員が参加した学外の各種イベント会場等で、感染者が出た場合		

注) 学生・教職員やその家族、学内外の業者等関係者において、感染が疑われる場合、感染した場合、感染者と濃厚接触がある場合等、速やかにその情報を学生にあっては学務課へ、教職員や学内外の業者等関係者は、総務課へ届出・報告すること。

#### 4. 感染が疑われる場合の措置について

- (1) 教職員は発熱、悪寒、だるさ等、感染が疑われる症状がある場合は、無理せず自宅で静養すること。また、不調が続く場合は(37.5度以上の熱が4日以上など)、保健所に相談のうえ、医療機関で受診し、受診結果について遅滞なく総務課へ報告すること。
- (2) 学生及びその家族が罹患した場合、その状況について学生及び教職員は遅滞なく学務課へ報告すること。

#### 5. 教職員の勤務について

- (1) 教職員本人が、当該感染症に罹患した場合は、政府・保健所の対応・方針等を参考に、本人からの聴き取りにより、待機日数や復帰日などを把握し、政府方針の自宅待機期間を「職務専念義務免除扱い」とする。また、復帰する時の医師の証明書等を省略できるものとする。
- (2) 教職員が濃厚接触者となった場合は、本人からの聴き取りにより、政府方針の自宅待機期間を、原則、「職務専念義務免除扱い」とする(自宅研修扱いも可とする)。また、復帰する時の医師の証明書等を省略できるものとする。

#### 6. その他

本通知で定めた以外に問題が生じた場合などは、適宜総務課へご相談下さい。